

## 第 180 回富山県都市計画審議会

日時 令和 2 年 7 月 1 日（水）午後 2 時 30 分～

場所 富山県民会館 401 号室

### 1. 開会

（司 会）

それでは定刻となりましたので、ただ今より第 180 回富山県都市計画審議会を始めさせていただきます。

まず開会に先立ちまして、審議会の定足数について申し上げます。委員 19 名のうち 14 名の委員にご出席いただいております。半数以上のご出席ですので、富山県都市計画審議会条例第 5 条第 2 項の規定によりまして、本日の審議会は有効に成立する旨ご報告いたします。

次に配布資料の確認をさせていただきます。次第書、それから配席図、審議会委員名簿、それから議案書、要綱の一部改正に関する資料、それから条例等の規定をお付けしております。配布漏れ等ございましたらお申し出ください。

次に審議会の公開について申し上げます。本審議会は規定に基づきまして、原則として公開といたしております。詳細につきましてはお手元の資料をご覧くださいと存じます。なお、本審議会の審議結果および議事録につきましては、審議会終了後に県のホームページに掲載させていただく予定としております。

次に議案をご審議いただく委員について申し上げます。当審議会では通常の委員の他に、議案に関係する臨時委員に審議および議決にご参加いただくことになっております。これによりまして本日は通常の委員 13 名に臨時委員 1 名を加えまして、合計 14 名でご審議いただくこととなります。また、議案の後に協議事項をお付けしていますが、こちらにつきましては通常の委員 13 名でご審議いただくこととなります。そのため臨時委員におかれましては、議案第 1 号の議決後にご退席いただくこととなりますのでご了承ください。

それではこの後の進行につきましては、細川会長にお願いいたします。

（会 長）

皆さま、コロナ感染時代のさなかではありますが、元気な姿でご出席いただきましてありがとうございます。

そもそもこの感染症というのは人類が歴史の古い昔、都市化を徐々に進めた中で起こってきた現象で、なかなか厄介な問題であります。完全に勝てるわけがなく、穏やかに同居していくしかないのが人類の宿命であろうと思います。

新しい生活様式というの、いまひとつよく分からない。皆さまにはマスクをしていただきました。そして距離もたくさん取っていただきます。これだけでやることは今までと同じなのか。やがては国際線も運航になるし、観光業も元へ戻そうとしているようですけれども、これでは新しい生活様式なのか、い

まひとつ私にも分からないのですが、都市計画というダイナミズムの中で感染症に強い都市をつくっていくことも必要なのかなと思います。

富山ではそういうことはありませんが、三大都市が超過密。満員電車の利用、エレベーターの利用、そういうのが再開していますけれども、そのような巨大都市をつくっていくということが都市計画の上で本当にいいのだろうか。そのあたりも全国レベルで考えてみないといけないことなのかなと思います。

濃厚接触。これは本当に許されないことなのだろうか。今まで私が申したことと反語であります。先般新聞の中で非常に優れた短歌を見ましたのでご紹介したいと思います。「濃厚接触 われは許さるるただひとり このおさなごを高く抱きあぐ」。小さな子供を高い高いとやっている親か、おじいさん、おばあさんの姿だろうと思います。コロナ感染時代に生まれた、私は非常に美しい短歌だと思いました。

さて、長くなりましたけれども、審議会の本題に入りたいと思います。まず私から議事録署名委員を指名させていただきたいと思います。土開委員さんと小見委員さんをお願いします。よろしくお願いします。

本日は審議会に付議された議案一つについてご審議いただきます。では事務局から議案第1号について説明をお願いします。

## 2. 議事

### 議案第1号 富山高岡広域都市計画道路の変更について

(事務局)

富山県の都市計画課長をしております阿部と申します。よろしくお願いいたします。本日は委員の皆さま方におかれましては、ご多忙の中当審議会にご出席いただきましてありがとうございます。

今ほど会長の方からもございましたが、本日は富山高岡広域、高岡市の都市計画道路に関する議案を1件、それと協議事項となっておりますが、新型コロナウイルス感染拡大に対応します本審議会の運営要綱の一部改正を考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは担当の補佐の方から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(事務局から議案第1号について説明)

(会 長)

ありがとうございました。ただ今の議案について、質疑・ご意見を賜りたいと存じます。

今の説明の中で現道がないというのがありましたけれども、高岡駅佐加野線

は、道らしいものはなかったので分かりやすかったのですけれども、他の所が車や人が通れるような状況であったように思うのですが、現道がないというのはどういうことでしょうか。そこをもう一度説明していただけませんか。

(事務局)

戸出東線の現況でございます。計画線より上の方には既に住宅が建っております。その住宅の団地の中には道はありますが、計画線の位置に現道がない状況でございます。

(会 長)

細い道路は続いているということですか。

(事務局)

起点付近から東に入っていく道につきましては、途中までは道がありますが、そこから北の方に道が曲がっていきまして、計画線に沿って東の方へ延びていく道はございません。

(会 長)

この人がここに行くにはどういう経路で行けるのですか。現道がないと言ったら通行止めみたいな印象も受けますが、住宅があるみたいですので、どうい道で行くのですか。

(事務局)

この住宅にお住まいの方は、迂回するようにして行かないと向こう側の住宅団地まで行けない状況になっております。ただし、自動車が通れないような細い道は途中にあります。

(会 長)

自動車で行くためにはそういう道でないと行けないけども、歩いてならもっと近い道があるという意味でしょうか。

(事務局)

はい。

もう1カ所の、駅前古戸出線の現状でございます。こちらはこの家に入っていくだけの道でございます、この奥は道がつながってございません。

(会 長)

そうすると計画線の左側の道を通れば、向こう側へ行けるのですね。

(事務局)

実際は戸出駅から城端線に沿いまして市道がございまして、そちらの方で移動しておられます。

(会 長)

そっちの方が近いから。

(事務局)

そちらの市道につきましては、6mの幅員となっております。

(会 長)

計画線の所は歩行者が通る道もないということですか。

(事務局)

計画線の所は歩行者が通る道はございません。

(会 長)

計画線の所は一般の住宅が集まっていて、道路というものが無いというわけですね。自動車では行けないことは分かりました。人が歩いて通れないということですか。

(事務局)

計画線の左側には、道は狭いのですけれども、住民の方が通れるような道はございます。

(会 長)

分かりました。ありがとうございます。

発言されたい方、どうぞ。委員の皆さん、ご意見ございませんか。

(委 員)

私は市の都市計画審議会の会長をしております、県決定の今の都市計画道路の変更案・廃止含めて意見を聴取されました。先ほど説明がありましたように、6月に都市計画審議会で審議をしまして、意見なしということの結論を出しました。

いろいろ議論はありましたけれども、現状これからの交通、人口の伸びとか支障物件の数であるとか、全く必要性がないというわけではないかもしれませんが、実現可能性、あるいはこれから事業を進めて完成までの予想できそうな期間とか、そういうことをもろもろ総合的に判断すると、やはり都市計画道路は見直して廃止にするのが妥当だろうという意見に達しております。

(会 長)

ありがとうございます。

(委 員)

特に現道がないような所については、支障物件が非常に多い。住宅も多いですから。そういう所を整備して立ち退くことになると、やはり町が壊れてしまう可能性がありますので、そういう点では必要な所は一部道路を残すというか、現状で残し、本当に必要あるかどうかを検討した上で一部廃止という変更案になっていたと判断しました。以上です。

(会 長)

ありがとうございます。他にご意見はございませんか。異議がないように私は思いますが、議決することよろしいでしょうか。では原案どおり議決いたしました。以上で、臨時委員の方におかれましてはご退席いただきます。ありがとうございました。

次に協議事項について、事務局から説明をお願いします。

### 3. その他

#### 協議事項 富山県都市計画審議会運営要綱の一部改正について

(事務局から協議事項について説明)

(会 長)

書面会議、ウェブ会議で審議できるように改正するものでありますが、委員の皆さまに質疑・ご意見はございますか。

では私から聞かせていただきますけど、書面会議というのは大体どういうことを想定されておられますか。

(事務局)

はい、お答え申し上げます。他県の開催状況を調べましたところ、書面会議ですと、まず書面で資料を皆さまにお送りして、質問、それからそれに対する回答を行った後に決議を取るというような形で、送りっぱなしではなく、ちょっとやりとりをしながら、ある一定程度の、何週間か期間をかけて決議を取るといったようなことをしておられる県がございました。そのような想定をしております。

それから案件によりましては書面での説明が大変難しいようなこともあるかと思いますが、そういった場合には専門家の方のご意見もお聞きしながら会長にご相談した上で開催方法を検討していくことになると思っております。

(会 長)

この第1の選択は、どちらであるかというのは個々の議題に応じて変わってくるのか。

(事務局)

議題に応じて、やはりその議案の緊急性や内容に応じて対応していく必要があると考えております

(会 長)

ウェブ会議というのは、その場で質疑応答できるのですが、書面会議だとなかなか質疑応答が難しいですね。

(事務局)

はい。ある程度の日数がかかると思いますので、決議までには時間がかかると考えております。

(会 長)

今日はこのように皆さまにお集まりいただいてやっているのですが、富山県で今までこうやって集合して会議ができなかったという例はあるのですか。

(事務局)

私が聞いている限りではございませんが、今のコロナの関係でいろいろ情勢が変わってきておまして、今のままの要綱ですと書面開催すらできません。対面して、集まっていたらいいの会議でしか決議を取れないといった状況です。国や県の法令関係の部局の方にも問い合わせはしたのですが、要綱の方できちんと明記する方が無難であると。有効性などについてもいろいろな論議があるものですから、明記した方がいいというふうにアドバイスを受けて、今回ご提案させていただいたものでございます。

(会 長)

そこで、書面会議とかウェブ会議をどのような場合にやるのか、現在と同じような状態が続いている限りは皆さんこうやってお集まりいただくということなんでしょうか。

(事務局)

今回のこのご提案につきましては、あくまでも新型コロナウイルスへの対応のために開催が本当に困難となったときに、都市計画決定等が遅れ、事業に支障が生じることをなるべく避けるといったような考え方からご提案しているものでございまして、通常はこれまでどおり集まっていたら開催することに

なると考えております。

(会 長)

抽象論は分かるのですが、現状の程度だったら集まってやるというような理解でよろしいのでしょうか。

(事務局)

はい。

(会 長)

もっとひどくて、感染者が増えて、死者も増えるという状況になれば、こうやって面談は難しいと。

(事務局)

はい。例えばですが、県をまたいで移動の自粛を要請されますと、県外にいらっしゃる委員の方もいらっしゃるものですから、そういったところへの配慮も必要かと考えております。ですので、現状では、今の状態ですと、これまでどおり集まっていたら開催させていただければというふうに考えております。

(会 長)

県外の委員さんだけがテレビ会議、そういう手段でやるわけではなくて、全員が同じ土俵でやるということですか。

(事務局)

はい。あくまで今、想定しておりますのは、皆さん同じような環境でというふうに考えております。

(会 長)

委員の皆さま方、イメージはつかめましたか。もっといろいろ、疑問が次々と湧いてくるのではないかと思います、どうぞ忌憚ないご意見を聞かせてください。

(委 員)

書面会議は皆さんできると思うのですが、ウェブ会議となるとやはりできない方もいらっしゃると思うのです。その判断というか、方法というか、何か考えておられますか。

(事務局)

はい。いろいろなやり方があると思うのですが、例えば委員の皆さま側にイ

ンターネット環境ですとかパソコンがない場合でございますけども、事務局の方で会場を準備しまして、例えば幾つかの会場に分散して集まっていたいて、こちらでパソコンとかシステムを準備させていただいてウェブ会議に参加していただくというような形式もあり得るというふうに考えております。

(委員)

分かりました。ありがとうございます。

(会長)

他にご意見はございませんか。

(委員)

全員ウェブ会議でなくても、私はいいのではないかなと思います。私が一番遠いかは分かりませんが、移動時間が取れなくて会議をどうしても欠席せざるを得ないような場合に、県外からウェブでの参加というのをさせていただくというのもありかと思えます。

全員がウェブというと、結構いろいろな意味でも大変な事情もあるかなと思います。

(会長)

そういう例もあるのでしょうか。というのは、今まではそういう方は皆欠席扱いにしていたのですよね。1カ所に臨場できないときは、出た人だけでやると。議会でもそうだと思います。今まで、ウェブを使いたい人だけはウェブに変わるという方法でやっている例はあるのですか。

(事務局)

そういった経験も技術も持ち合わせていないのですけれども、今後そういったところに向けて進んでいくような情勢になってきておりますので、対応できるように今後勉強していきたいと考えております。

(会長)

国会でもそうですね。女性で妊娠中の人とか、動けないという方はそういうので参加することを認めてもいいかという議論がこれから進行していくのではないかな。病人の方でもそうで、ウェブなら出られるという方もいるかもしれない。

しかし、これはもう少し議論する必要があるのではないかな。私が言っているのは、希望する人、一部の人だけウェブで、あとの人が出ると、出席率は良くなるのだけど、そういう会議の仕方をもう少し、たくさんの方がいろいろな議論を出すのを、もうちょっと待ってみた方がいいのかなという気がしますが、委員の方はいかがですか。



(委 員)

それはお任せいたします。各種総会とか理事会とかは大抵東京で会議をやるのですが、どうしても定款上で6月中とか5月中に開催しないといけないような協会等がありましたので、そういう点では私は県外にいるので少し遠いので、会場で総会とか理事会を開きながら、何人かの理事がウェブで参加するという形式を取っていました。十分可能かなと思います。

(委 員)

会長、いいですか。

(会 長)

どうぞ。

(委 員)

今回の一部改正に関して、今、会長がおっしゃったとおりその後の心配はあるかと思うのですが、現状の改正をしないとそもそもその議論にも達しないと思うのですね。なので、本日は文書その他の方法と書いてありますから、どうなったら何人がウェブ参加とか、書面でやるかというふうなところの手法論は今回の改正を認めた後の、別の定めで文書化をするというふうな形を取らないと、多分この要綱自体がかなり細かくなってしまうと懸念します。

本日の段階だと、そもそもこれを今回改正しないとそういう方法が取れないというふうな改正案だと私は理解したものですから、まずはこれの承認を皆さんでしっかり取った上で、今後のやり方については会長と事務局と都度柔軟に対応していただくのが、私たちとしては心強いなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

(委 員)

私も同意見です。賛成です。

(委 員)

ありがとうございます。

(会 長)

他に書面会議、ウェブ会議を新設することについて、ご意見はありますか。どうぞ。

(委 員)

毎年3月には東京の方で理事会があるのですがけれども、ご存じのとおりコロナ関連で、委任状で欠席しますということで連絡したのですが、大事な案件があるので、ぜひリモートで、ウェブで参加してほしいということで、私1人富

山の方からリモートで参加させていただきました。

先月も理事会があったのですけれども、そちらの方もウェブで参加させていただきましたので、全員がウェブで参加でなくても、集まれる方は集まって、都合が悪い方はそういう環境の整った所で参加されるのは、私はこれからの時代には必要なことではないかと思います。従ってこの改正案に賛成でございます。以上です。

(会 長)

ありがとうございました。他にはご意見ございませんか。なければこの要綱案を可決するという事ですのでよろしいですね。ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。この後は事務局に進行をお任せいたします。お願いします。

#### 4. 閉会

(司 会)

ありがとうございます。委員の皆さまには、本日はお忙しいところをお集まりいただきましてありがとうございました。それではこれをもちまして第 180 回富山県都市計画審議会を終了いたします。

令和 2 年 7 月 1 日

富山県都市計画審議会会長 細川 俊彦

議事録署名人委員

富山県都市計画審議会委員 土開 由香

富山県都市計画審議会委員 小見 美由紀